

日本大学高等学校中学校 いじめ防止対策基本方針

平成26年7月7日 制定

平成29年7月19日改定

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、当該生徒が一定の人間関係がある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとし、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」は、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、健全な成長に大きな影響を及ぼす。どの生徒にも起こりえて、また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、学校教育全体を通じて生徒に「いじめは決して許されない」という意識の向上を促すものである。

そのためにも、生徒一人ひとりに豊かな情操心や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認めあう精神、お互いの人格を尊重し合える態度を涵養し、いじめに向かわせないための心の育成を目指す。

本校は以上のことを認識し、校訓「情熱と真心」、教育目標「自覚と責任」を掲げる日本大学の付属高校として、教育力のさらなる充実・向上を図り、いじめ防止のための対策に取り組んでいくものとする。

2 目的

いじめ防止対策等についての取り組みを、本校で定めた「日本大学高等学校・中学校いじめ防止対策基本方針」に基づき実施する。いじめの未然防止・早期発見・早期対応および再発防止を図り、生徒が安心して学べる学校づくりを目指す。

3 いじめの未然防止のために

① ホームルーム経営の充実

(ア) 規律と活気ある学級経営に努める。

(イ) 正しい言葉遣いができる集団を育てる。

(ウ) ルールや規範を守ろうとする意識を育てる。

(エ) ホームルーム経営の在り方を日々見つめ直す機会を設ける。

② ホームルーム・学年集会等での指導の徹底

「いじめ」に関する共通認識を得るために、ホームルームや学年集会を活用する。

③ 生徒の有用感を育む指導

教材研究を充実させ、わかりやすい授業を心がけ、学校生活の充実感や一人ひとりの有用感を育み、精神的な充足感を持てるようにする。

④ 家庭との連携協力

「日本大学は、いじめを絶対にゆるしません！」（日大人権リーフレット）を新入生の保護者に配布し、いじめに対して教職員と共通の認識を持てるようにする。

⑤ 教職員研修

「いじめ」にかかわる最新情報等を教職員に発信、研修等へ積極的な参加を促す。

4 いじめの早期発見について

① 家庭との連携

些細な兆候を見逃さないために、学校・家庭それぞれで「日大人権リーフレット」のチェックリストを活用する。

② 予兆の把握

教職員からの生徒への声掛けを促し、教室内での様子の異変や保健室からの情報収集に努め、兆候を見逃さないように努める。

③ 定期面談の実施

定期的に二者面談，三者面談を実施し，生徒の話を聴く機会を設ける。

④ 教育相談の充実

週3回来校するスクールカウンセラーが対応できるようにする。また，インターカー資格を持つ本校教員が毎日放課後対応する体制を作る。

⑤ アンケート調査の実施

生徒に対して定期的にアンケート調査を実施し，クラスの状況や生徒の悩みに関する情報の収集に努める。

5 インターネット上でのいじめ対応について

インターネット(携帯・スマホ)が急速に普及したことで，ネット上にある様々な問題があるサービスを利用することが可能になり，全国的に増加傾向にあるSNS等による「ネットいじめ」に対して次の取り組みを実施する。

① ネットパトロールを定期的の実施し，問題ある書き込みの把握に努め，適宜指導を行う。

② サイバー犯罪防止講演会を新入生及びその保護者に実施し，いじめ防止の啓蒙活動を実施する。

6 いじめ防止等のための組織

いじめ防止等の取り組みのために，「いじめ防止対策委員会」を設置する。

① 「いじめ防止対策委員会」の構成

校長・教頭・事務長・経理長・生活指導部主任・生徒会指導部主任
保健衛生部主任・生徒相談主任・学年主任・養護教諭で構成

※検討事項や事案内容により，校長は必要に応じて委員以外の者を出席させ，意見を求めることができる。

② 活動内容

(ア) いじめ防止等の取組内容の検討

(イ) 基本方針・年間計画の作成・実行

(ウ) 結果の検証及び見直し

(エ) いじめに関する相談・通報への対応

(オ) いじめ事案の報告

(カ) いじめ事案への対応検討

7 重大事態への対処

校長は、重大事態が発生したときは、速やかに「いじめ調査委員会」を開催する。また、日本大学本部、神奈川県教育委員会へ報告する。

調査は「いじめ調査委員会」が母体となり対応する。事案に応じて適切な専門家を加える。